

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人市民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、個人市民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道函館市長

## 公表日

令和5年6月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市民税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法等およびこれらの法律に基づく条例に基づき、個人市民税および個人道民税の賦課に関する事務として次の事務を行っている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書、給与(公的年金等)支払報告書その他各種資料に基づき個人市(道)民税額の決定に関する事務</li> <li>・納税者に対する納税通知書等の送付に関する事務</li> <li>・特別徴収に係る各種届出書等の受理および特別徴収義務者に対する特別徴収税額の決定通知書等の送付に関する事務</li> <li>・所得等に係る各種税務調査に関する事務</li> <li>・減免申請書等の受理および減免の決定または不決定に関する事務</li> <li>・課税に係る統計資料等の作成に関する事務</li> </ul> <p>特定個人情報ファイルについては、上記事務のほか、次の事務にも使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国および他地方自治体の税担当部局等からの照会に対する回答に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	個人住民税システム 税証明システム 団体内統合利用番号連携システム 個人住民税イメージファイリングシステム eLTAXシステム 個人住民税国税連携システム(Ntax) 中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法別表第2 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120および121の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法別表第2 27の項</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	財務部税務室
②所属長の役職名	市民税担当課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	財務部税務室(市民税担当) 函館市東雲町4番13号 0138-21-3213

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I-4-②		番号法別表第2 38	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第4号から第6号および第8号から第12号	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第5号, 第6号および第9号から第16号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第3条第4号, 第5号, 第7号および第9号から第12号	第3条第5号, 第6号, 第8号から第14号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第6条第3号から第6号および第8号から第11号	第6条第4号から第13号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第7条第1号および第2号	第7条第1号から第4号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第8条第1号および第2号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第10条第1号	第10条第1号, 第3号および第5号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第12条第3号および第5号	第12条第3号, 第4号および第7号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第19条第1号から第5号	第19条第1号から第6号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第22条第1号から第6号および第8号	第22条第1号から第7号および第9号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第22条の3第1号, 第2号, および第5号から第13号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第22条の4第1項第2号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第22条の4第2項第2号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第22条の4第3項第2号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第22条の4第4項第2号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第24条第2号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第24条の2第2号, 第3号および第8号から第15号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第24条の3第1号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第25条第1号から第3号, 第6号, 第7号および第12号から第16号	第25条第1号から第3号, 第6号, 第7号および第11号から第16号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第26条の3第1号から第4号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I-4-②		第31条の2第3号, 第4号および第9号から第16号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第31条の3第1号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第34条第1号および第2号	第34条第1号から第3号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第36条第1号および第2号	第36条第1号から第3号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第39条第3号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第40条第1号および第2号	第40条第1号および第3号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第43条の3第1号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第43条の4第1号および第2号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第44条第1号および第5号	第44条第1号から第6号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第44条の2第1号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第45条第1号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第47条第1項第2号から第7号, 第10号および第11号	第47条第1項第2号から第16号, 第18号, 第19号, 第22号, 第23号ならびに第2項	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第49条第1号および第2号	第49条第1号および第3号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第49条の2第1号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第53条第1号から第4号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②	第55条第1号, 第3号および第4号	第55条第1号, 第5号, 第6号および第8号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		第59条の2第1号から第4号	事後	
平成29年8月29日	I-4-②		ならびに第59条の3第1号および第2号	事後	
平成29年8月29日	I-5-②	参事 佐藤 隆	市民税担当課長 佐藤 隆	事後	
平成29年8月29日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年8月29日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2 116, 117および120の項	情報提供の根拠 番号法別表第2 116および119の項	事後	
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第5号, 第6号および第9号から第16号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第7号, 第8号および第10号から第17号	事後	
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第3条第5号, 第6号, 第8号から第14号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第3条第8号, 第9号, 第11号から第17号	事後	
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第1号から第4号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第1号から第5号	事後	
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条の3第1号, 第2号および第5号から第13号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条の3第1号, 第2号, 第5号から第7号および第9号から第13号	事後	
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条第1号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条第2号	事後	
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条の2第2号, 第3号および第8号から第15号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条の2第2号, 第3号, 第8号, 第9号および第11号から第15号	事後	
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条の2第3号, 第4号および第9号から第16号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条の2第3号, 第4号, 第9号, 第10号および第12号から第16号	事後	
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第53条第1号から第4号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第53条第1号から第5号	事後	
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第1号, 第5号, 第6号および第8号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第1号, 第6号, 第7号, 第9号および第10号	事後	
平成30年9月20日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2第1号から第4号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2第1号から第5号	事後	
平成30年9月20日	II-1-いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成30年6月30日時点	事後	
平成30年9月20日	II-2-いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成30年6月30日時点	事後	
令和1年6月26日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条第1号, 第3号および第5号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条第1号, 第3号から第5号	事後	
令和1年6月26日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1号, 第3号および第5号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1号, 第3号, 第3号の2および第5号	事後	
令和1年6月26日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第1号, 第6号, 第7号, 第9号および第10号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条第1号, 第6号, 第7号, 第9号から第11号	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-②	市民税担当課長 佐藤 隆	市民税担当課長	事後	様式変更による
令和1年6月26日	II-1-いつ時点の計数か	平成30年6月30日時点	平成31年4月26日時点	事後	
令和1年6月26日	II-2-いつ時点の計数か	平成30年6月30日時点	平成31年4月26日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(項目なし)	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和1年12月25日	I-4-②		情報提供の根拠 番号法別表第2 20	事後	
令和1年12月25日	I-4-②		情報提供の根拠 番号法別表第2 53	事後	
令和1年12月25日	I-4-②		情報提供の根拠 番号法別表第2 117	事後	
令和1年12月25日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2 119	削除	事後	
令和1年12月25日	I-4-②		情報提供の根拠 番号法別表第2 120	事後	
令和1年12月25日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第3号, 第4号および第7号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号から第8号	事後	
令和1年12月25日	I-4-②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第14条第3号	事後	
令和1年12月25日	I-4-②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条第1号	事後	
令和1年12月25日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第1号, 第3号および第8号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第1号, 第3号および第9号	事後	
令和1年12月25日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条第6号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条第7号	事後	
令和1年12月25日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条の3第1号, 第2号, 第5号から第7号および第9号から第13号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条の3第1号, 第2号, 第4号, 第5号, 第7号から第11号	事後	
令和1年12月25日	I-4-②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第27条第3号	事後	
令和1年12月25日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1号, 第3号, 第3号の2および第5号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1号, 第3号, 第3号の2, 第5号および第6号	事後	
令和1年12月25日	I-4-②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第32条第1号および第2号	事後	
令和1年12月25日	I-4-②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第33条第4号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月25日	I-4-②	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条第1号から第3号, 第5号および第8号から第11号	情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条第1号から第3号, 第5号および第8号から第13号	事後	
令和1年12月25日	I-4-②		情報提供の根拠 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2の2第1号	事後	
令和1年12月25日	II-1-いつ時点の計数か	平成31年4月26日時点	令和1年11月29日時点	事後	
令和1年12月25日	II-2-いつ時点の計数か	平成31年4月26日時点	令和1年11月29日時点	事後	
令和2年6月18日	I-4-②	第12条第1号から第8号	第12条第1号から第4号および第6号から第8号	事後	
令和2年6月18日	I-4-②	第20条第1号, 第3号および第9号	第20条第1号, 第3号および第8号	事後	
令和2年6月18日	I-4-②	第21条第7号	第21条第6号	事後	
令和2年6月18日	I-4-②	第22条の3第1号, 第2号, 第4号, 第5号, 第7号から第11号	第22条の3第1号, 第2号, 第5号から第7号および第9号から第13号	事後	
令和2年6月18日	I-4-②	第31条第1号, 第3号, 第3号の2, 第5号および第6号	第31条第1号, 第3号, 第3号の2および第5号	事後	
令和2年6月18日	I-4-②	第43条第1号から第3号, 第5号および第8号から第13号	第43条第1号から第3号, 第5号および第8号から第11号	事後	
令和2年6月18日	I-4-②	第59条の2の2第1号ならびに	削除	事後	
令和2年6月18日	II-1-いつの時点の係数か	令和1年11月29日	令和2年4月30日	事後	
令和2年6月18日	II-2-いつの時点の係数か	令和1年11月29日	令和2年4月30日	事後	
令和3年6月18日	I-3	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	I-4-②	【情報提供の根拠】番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	I-4-②	【情報照会の根拠】番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1号から第4号	削除	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	II-1-いつの時点の計数か	令和2年4月30日	令和3年4月30日	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年6月18日	II-2-いつの時点の計数か	令和2年4月30日	令和3年4月30日	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月17日	II-1-いつの時点の計数か	令和3年4月30日	令和4年4月30日	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり, 事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ－2－いつの時点の計数か	令和3年4月30日	令和4年4月30日	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月17日	I－4－②		情報提供の根拠 番号法別表第2 121	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	Ⅱ－1－いつの時点の計数か	令和4年4月30日	令和5年4月30日	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	Ⅱ－2－いつの時点の計数か	令和4年4月30日	令和5年4月30日	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない